

訴 状

2007年 3月16日

東京地方裁判所 民事部 御中

(主任)	原告ら訴訟代理人				
	弁護士	小	島	延	夫
	弁護士	難	波		満
	弁護士	島	菌	佐	紀

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

文京ふるさと歴史館報（たより）違法支出損害賠償請求事件
訴訟物の価格 算定不能（金160万円）
貼用印紙額 金1万3千円

請求の趣旨

- 1 被告東京都文京区長煙山力は、東京都文京区ふるさと歴史館館長宮前一雄、東京都文京区生涯学習部長藤沢稔、東京都文京区文化振興課長得永哲也に対し、連帯して、東京都文京区に金154,350円を支払えとの損害賠償請求をせよ
 - 2 被告東京都文京区長煙山力は、東京都文京区教育委員小堀樹、東京都文京区教育委員島田輝子、東京都文京区教育委員岡野俊一郎、東京都文京区教育委員膳恵子及び東京都文京区教育長宮下眞に対し、連帯して、東京都文京区に金166,950円を支払えとの損害賠償請求をせよ
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 原告ら

原告らは、東京都文京区の住民であり、かつ、本件について、平成18年12月20日から22日に、住民監査請求をした者である。

2 被告

被告は、東京都文京区長として、東京都文京区の取得した財産の管理処分権限を有する者である。

第2 本件の経過

1 東京都文京区元町公園について

東京都文京区本郷一丁目1番には、1923年の関東大震災後、震災の避難場所としてつくられた震災復興公園であり、都市公園として整備されている東京都文京区立「元町公園」がある。元町公園は、当時、都内52の小公園が整備されたが、現在、ほぼ完全な姿で原形をとどめている唯一の公園であり、貴重な文化財的価値を有するものである。

しかも、同公園については、東京都の「史跡等整備検討委員会」が、平成16年度に、名勝指定の対象とすべき候補にあげ、東京都から東京都文京区に対して、新たに名勝に指定して保存するよう、働きかけがされたというものであった。

ところが、東京都文京区は、同公園の移設を検討し、元町公園についての都市公園の廃止の都市計画案を作成して、東京都文京区都市計画審議会の審議に付したところ、東京都文京区都市計画審議会は、平成18年7月26日と同年12月22日に審議したが、議決に至らず、東京都文京区としては、元町公園について、今後どのようにするか意思決定にいたっていない。

2 本件財務会計行為について

他方、東京都文京区では、基本構想の実施計画において「文化財普及事業を充実させ、区内に残る歴史的文化遺産を未永く保護・保存する」と明記し、文化財保護を東京都文京区の重要な基本方針としている。

特に、かつて、東京都文京区では、シビックセンター建設の際に文化財保護法違反の疑いのある行為をしたことがあったことから、文化庁、東京都、東京都教育長に対し、文化財保護を徹底する旨の確約等をした（甲11号証から甲

15号証)。

以上に基づく行為のひとつとして、東京都文京区の歴史的文化遺産について、文京ふるさと歴史館報(たより)でとりあげてきた。

そうしたもののひとつとして、文京ふるさと歴史館報(たより)13号は、後述の通り、貴重な近代の歴史的文化遺産である、元町公園について取上げた。

そうしたところ、東京都文京区は、元町公園について、どのようにするか、正式な法的議決がなされていない(都市計画審議会の議決がなければ、都市計画変更はできない)にもかかわらず、元町公園についての記事は望ましくないとして、突然、完成済みの文京ふるさと歴史館報(たより)13号を、正式な手続をふまずに、廃棄処分をした。

それと同時に、まったく必要のない文京ふるさと歴史館報(たより)13号の新しい版のものを作成し、違法な財務会計支出をした。

3 住民監査請求とその結果

本件原告らは、平成18年12月20日から22日にかけて、本件について、住民監査請求をしたところ(甲1)、東京都文京区監査委員は、平成19年2月19日、監査の結果について決定をなしえない旨通知してきた(甲16)。

第3 財務会計上の違法

1 当初文京ふるさと歴史館報13号の廃棄について

1) 東京都文京区は、平成17年12月14日、平成18年4月1日発行予定の文京ふるさと歴史館報(たより)13号(以下「当初文京ふるさと歴史館報13号」という)の編集方針について、職員全員による定例打ち合わせで決定し、同年1月6日、東京都文京区文化振興課長において、平成18年4月1日発行予定の文京ふるさと歴史館報(たより)について、事業実施の起案を行い、東京都文京区教育委員会が、同事業実施内容を決定し、同年1月18日、株式会社エム企画との間で、当初文京ふるさと歴史館報13号等の契約を締結した。当初文京ふるさと歴史館報13号の契約金額は154,350円であった(甲3)。

当初文京ふるさと歴史館報13号の4～5頁は、「『公園案内』にみる文京モダニズム(仮)」北田学芸員に割当てられており、その旨についての東京都文京区教育委員会は、了解決定していた。

2) そして、当初文京ふるさと歴史館報13号は、納品指定予定日の平成18年3月24日までには、当初の編集方針にしたがって、ほぼ完成しており、同年3月28日までには完成した(甲5)。

4～5頁には、決定された編集方針にしたがって『元町公園案内』にみる昭

和初期の都市公園」と題した北田建二氏の論考が掲載されていた(甲5)。同論考は、元町公園について資料に基づいて客観的に分析した公正なるものであった。

- 3) そうしたところ、東京都文京区ふるさと歴史館館長宮前一雄、東京都文京区生涯学習部長藤沢稔、東京都文京区文化振興課長得永哲也は、共謀の上、平成18年3月28日、当初文京ふるさと歴史館報13号について、「『元町公園案内』にみる昭和初期の都市公園」との原稿が問題であるとして、廃棄することを決定し、その後、現に、当初文京ふるさと歴史館報13号を廃棄した。しかし、その際、正式な廃棄手続はまったくふんでいなかった。

そもそも、平成18年4月1日発行予定の当初文京ふるさと歴史館報13号は、適法に編集方針が決定権者である東京都文京区教育委員会が決定し、業者に発注し、完成したものであり、東京都文京区の財産として154,350円の財産価値を有するものであった。

東京都文京区ふるさと歴史館館長宮前一雄、東京都文京区生涯学習部長藤沢稔、東京都文京区文化振興課長得永哲也は、東京都文京区の財産について、適法な手続なく、廃棄したものであり、違法な財産処分に該当するので、不法行為に基づき、連帯して、当初文京ふるさと歴史館報13号相当額(154,350円)の損害を東京都文京区に与えたものである。

- 4) よって、請求の趣旨第1項記載の通りの判決を求める。

2 文京ふるさと歴史館報13号の再発行について

- 1) 前述の通り、文京ふるさと歴史館報13号については、適法に編集方針が決定され、業者に発注し、当初文京ふるさと歴史館報13号として、完成したものであり、それを文京ふるさと歴史館報13号として、配布すべきものであった。

- 2) ところが、前記の通り、東京都文京区ふるさと歴史館館長宮前一雄、東京都文京区生涯学習部長藤沢稔、東京都文京区文化振興課長得永哲也は、共謀のうえ、違法に、当初文京ふるさと歴史館報13号を廃棄し、まったく必要のない文京ふるさと歴史館報13号(以下「再文京ふるさと歴史館報13号」という)の発行を企てた。

そして、東京都文京区教育委員小堀樹、東京都文京区教育委員島田燐子、東京都文京区教育委員岡野俊一郎、東京都文京区教育委員膳恵子及び東京都文京区教育長宮下眞は、共謀のうえ、まったく必要のない再文京ふるさと歴史館報13号の発行のための費用(166,950円)を支出させる旨決定し、その支出をさせるという、違法な行為をした(甲4、甲6)。

- 3) しかし、そもそも、「『元町公園案内』にみる昭和初期の都市公園」との原稿は、東京都文京区教育委員会が正式な手続で掲載を決定したものであり、記事

の内容については、非常に正確に元町公園の歴史的意味について紹介しているものであった。そのうえ、元町公園は、前述の通り、唯一完全な空間構成で残る震災復興公園であり、その価値について報告すること自体、「文化財普及事業を充実させ、区内に残る歴史的文化遺産を末永く保護・保存する」との基本構想の実施計画に合致するものである。

『元町公園案内』にみる昭和初期の都市公園」を別の原稿に差替えて、新しい別の再文京ふるさと歴史館報13号を発行すべき必要は全くなかった。

4) よって、請求の趣旨第2項記載の通りの判決を求める。

第4 まとめ

よって、原告らは、請求の趣旨記載の通りの判決を求め、本訴提起に及ぶものである。

証 拠 方 法

甲第1号証	措置請求書
甲第2号証	添付資料（措置請求の際の添付資料一覧）
甲第3号証	検査命令書 文京ふるさと歴史館報（13号）外 平成18年1月18日 仕様書
甲第4号証	検査命令書 文京ふるさと歴史館リーフレットの印刷 平成18年4月25日 内訳書 仕様書
甲第5号証	ふるさと歴史館だより 1月18日発注のもの
甲第6号証	ふるさと歴史館だより 4月25日発注のもの
甲第7号証	都市計画報第17条第1項の規定による東京都都市計画公園・元町公園の縦覧資料
甲第8号証	2006年9月2日付け東京新聞
甲第9号証	添付資料（追加分の添付資料一覧）
甲第10号証	総務区民委員会会議録（平成18年9月27日）抜粋
甲第11号証	文京区長から東京都知事に宛てた「確約書」（平成3年11月29日付け）
甲第12号証	文京区長から東京都教育長に宛てた「確約書」（平成3年12月3日付け）
甲第13号証	上記「確約書」の添付資料、表題「平成3年8月以降検討した対応事項」
甲第14号証	文京区教育委員会教育長から東京都教育長に宛てた「詫び状」に相応する文書（平成3年12月3日付け）
甲第15号証	文京区長から文化庁長官に宛てた「詫び状」に相応する

甲第16号証

文書（平成3年12月3日付け）

文京区職員措置請求監査結果（平成18年4月1日発行の文京ふるさと歴史館だより第13号に係る公金支出の返還を求める請求について） 平成19年2月

添付資料

- | | |
|---------|-----|
| 1 甲号証写し | 各1通 |
| 2 訴訟委任状 | 7通 |

以上